

平成30年第2回

# 伊根町議会定例会会議録

平成30年6月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

# 平成30年 第2回 (定例会)

## 伊根町議会 会議録 (第2号)

招集年月日	平成30年 6月22日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成30年 6月22日 9時28分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成30年 6月22日 11時09分			議長	泉 敏夫	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西俊朗	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	上山富夫	○	会計管理者	増井和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	池野早紀子	○	
会 議 録 署名議員	2番	藤原 正人		8番	上辻 亨		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成30年 第2回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

平成30年6月22日(金)

午前 9時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 次の伊根浦観光として青島散策を考えては 佐戸 仁志
- 米軍レーダー停波問題について 大谷 功
- 道の駅ホテル建設問題について
- 町による森林経営管理について
- 公共交通車両のバリアフリー化の推進を 山根 朝子
- 町営住宅の管理、運営について 上辻 亨

日程第 3 議案第39号 物品購入契約の締結について

日程第 4 請願書第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

日程第 5 意見書案第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 次の伊根浦観光として青島散策を考えては 佐戸 仁志
- 米軍レーダー停波問題について 大谷 功
- 道の駅ホテル建設問題について
- 町による森林経営管理について
- 公共交通車両のバリアフリー化の推進を 山根 朝子
- 町営住宅の管理、運営について 上辻 亨

日程第 3 議案第 39 号 物品購入契約の締結について

日程第 4 請願書第 2 号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願

日程第 5 意見書案第 2 号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

平成30年6月22日(金)  
午 前 9時28分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、皆さん、おはようございます。若干時間が早いですが、これより会議を開会したいと思います。

それでは、早速ですがこれより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、藤原正人君

8番、上辻亨君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、次の伊根浦観光として青島散策を考えてはを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

○7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

まずは、18日に起こった大阪北部地震は、私の事務所でもJアラートが鳴り響いた後、古い木造の事務所が倒壊するのではと思うほどの揺れでありました。亡くなられた5人の方のご冥福をお祈りするとともに、違法建築物であった公共物の下敷きになった9歳の女の子がかわいそうで私はなりません。伊根町でも他の自治体のこととは思わず、町所有のものに対し総点検をしていただき、あのような悲劇が起こらぬよう要請をいたしたいと思います。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月議会でも申し上げましたが、平成28年度伊根町への観光入込客は27万6,000人、前年度と比べると109%増でありました。観光消費額は11億577万円で、前年度比125%の伸びであります。宮津市の129万人94億円と比べればまだまだではありますが、宮津市、与謝野町が前年比で減少する中、本年度は昨年以上に伸びているのではと私は思っております。

伊根浦を観光、散策する方が増え、シータクシーをする方、民泊を開業される若い方、民泊を退職後の仕事とし始められる方、考えている方など、私の周りでもさまざま、いろんなことを考えておられる方が増えています。そういう私も明治後期と聞いている舟屋を所有し、重要伝統的建造物群改修工事で多額の補助をいただき、傷みのひどかった舟屋をもとの姿へと戻し、伊根町観光協会の依頼もありましたが木船を内部に引き上げ、見せる舟屋となるよう努力しております。今年、来年と観光客が増えるのであれば、今伊根地区にない職種、また起業者が増えるのではと期待できる町内の雰囲気があります。そのためにも次の新しい観光開発は必要であると思っております。

第1として、3年くらい前から伊根地区民、所有者である亀島区民でさえ特別なことがない限り上陸できない青島の観光開発が必要ではないかと思っております。私の子供のころの記憶によりますと、50年くらい前、青島の大きな島にはコンクリート造の2階建ての建物があり、1階にはガラス張りの展示室、その奥にはジュースや土産物などを売っている売店があり、展示物として鯨の子供のホルマリン漬けなどが並んでおりました。2階には伊根浦に伝わる鯨に関する古文書、絵、写真な

ど多く展示してあり、屋上には鯨の全身骨格が並んでいて壮大なものでありました。また、台風で倒壊してしまいましたが、私が子供のころよく遊んでいた日出区神社下の江戸時代からの舟屋が移築してあり、それらのものが今残っていたらと大変残念であります。大きい島と小さい島の間には、今も少し面影がありますが巨大囲い網があり、定置網に入ったイルカなどを放し、すぐ死んでしまいましたが見に行ったら思い出もあります。

しかし、今は何もなくなってしまった青島ですが、伊根舟屋群を風、波から守る防波堤であり、緑豊かで京都宮津・伊根湾クラブの重要な島であり、青島頂上より眺める舟屋群の景観はすばらしく、亀島区の方々が毎年草刈り、清掃をし管理している島裏から蛭子神社までの遊歩道は散策するにはよいものであり、鯨の墓、太平洋戦争当時の建物跡などもあり、歴史を感じられるものであります。釣りなどなくても、有料で観光客を呼べると私は思います。しかし、長年の風雨、風雪、波浪などにより島裏の護岸の傷みは激しく、長年放置された大型ごみ、雑草の管理なども大変であり、亀島区の所有であっても伊根町の貴重な財産であり、管理に対する補助金の支出、何より観光業者、漁業者、所有者との調整をしていただき、さまざまなルールをつくり伊根浦観光の新しい資源となるようにしてはどうかと私はと思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

佐戸議員さんのご質問にお答えをする前に、私のほうからも一言申し上げます。

2日前でしたか、別の会合がございまして、木津川市の市長さんとお出会いをしましてお話をしておりました。「地震はどうでしたか」とお尋ねをいたしますと、「吉本町長、来たかなと思った」とそう言われました。「何が」と思って問えば、「南海トラフ大地震がとうとうやってきたのか」。やはり我々とは感覚が違いますね。皆さん、向こうの方は。

本当に痛ましい事故でありまして、当町でも調べましたが、当町におきましてはさしたる被害はございませんでした。水産会館の非常階段に少し亀裂が、亀裂というんじゃなくてブロックが割れたところがあったそうではありますが、本体に対して異常はなかったようであります。ささいなものでございました。また、町内の通学路等々、またブロック塀についても精査をいたしました。危険な箇所はない模様でございます。本当にお亡くなりになられた皆さん、被災されました皆さんに心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、佐戸議員さんからのご質問にお答えをしたいと思います。次の伊根浦観光として青島散策を考えてはどうかとのご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、青島の土地の所有者はそのほとんどが亀島区であります。しかし、護岸と言われた部分は岸壁であり、伊根町が所有するものでございます。また、海は当然のことながら伊根漁協のものではなく公有水面でございます。

亀島区の方々が清掃、手入れをされているとのことですが、祭礼に使用する神社を除き、実際には京都府から自然公園に係る遊歩道等の管理を委託された業務を受託されているという内容でございます。それなりの労賃も支払われておるわけでございます。ご認識のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、これも議員の質問にありまして、渡船などにより島へ渡る釣り客のマナーの悪さなどから、2年前に亀島区が島への立ち入りを全面的に禁止されている状況でございます。

近年、伊根地区では、観光客の増加とともに宿泊施設や飲食店の新規開業が増えてきております。さらなる交流人口の増加、雇用促進、地域活性化のためにも、このまちにあるもの、持てるもの、そういうものをしっかりと活用した新たな観光開発の必要性は、これはあると思います。従来、観光というものはサイトシーイングと言われるとおり名所を見て回るというものでございましたが、近年、特に体験型の観光がトレンドとなっており、多くの観光業は体験型観光に注力されております。体験型とは単に体を動かすことだけではなく、文化や歴史に触れる、実際の住民の暮らしを知ることなども広い意味で認識されており、青島の散策、トレッキングのみならず、青島にまつわる歴史や文化について触れたいという来訪者もいらっしゃると思います。

そうではありますが、しかしながら過去を振り返ってみますと、青島は、まず最初は浮棧橋のドックとしての活用を経ております。その後、釣り堀や養殖場などに利活用されたり水産資料館を設置

するなど観光資源として活用し、青島をテーマパーク化する構想などもございましたが、現状を見てもわかるとおり、成果を上げることなく今に至っております。また、青島は自然公園法による第1種特別地域であることから、構造物を建設することや形状変更などを行おうとしても現在では規制が厳しく、思うような取り組みができないところであります。

現在の青島は、議員もご承知のとおり、岸壁に不用と思われる漁網やうき、ブルーシート、そういったものが散乱しており、伊根湾めぐりやシータクシーの乗船客のみならず、大西駐車場あたりからでも見苦しい状況が見てとれます。また、青島の岸壁の背後地などの一部の土地は旧伊根漁協が亀島区から借地し、そのまま京都府漁協に継承されており、過去の経過からすると借地に係る課題も多くあるものと考えます。さらに、土地の所有者である亀島区自体がどのように考えておられるのか、大変重要な問題であろうかと思えます。

地元調整はやぶさかではありませんが、現時点では青島を新たな観光資源にといった話ほどの団体からも伺っておりません。よしんばあったとしても、今申し上げました理由で成果に結びつけることは大変難しいものと考えます。

今までから、舟屋群を守る青島については、まずは景観を整える、ごみをどのようになくすのか、そこから始めるべきであると考えており、議員の質問を機に、これを機に地域の皆さん、関係者と協議を進めたく考えます。この課題解決なくして観光開発を考えることは甚だ困難なものと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） 町長、ありがとうございます。

何か、久しぶりに意見がちょっと合ったような気がいたします。

やっぱり私の感覚なんですけど、今観光客が増え続けている。今観光客が減っていってしまうと、今伊根町内にある雰囲気は壊れるのではという物すごい心配がございます。やはり同じことをずっと繰り返していても観光客は増えないと私は思いますので、ぜひ、せっかくすばらしい観光資源がございますので、それを利活用してどんどん観光客を増やし、伊根町内が潤うようにしていただきたいと思えます。

私の一般質問をこれで終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、米軍レーダー停波問題について、道の駅ホテル建設問題について及び町による森林経営管理についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、3点について質問をさせていただきます。まず、米軍レーダー停波問題についてであります。

京丹後市に配備されました米軍Xバンドレーダー基地が経ヶ岬通信所として本格運用されましてから3年半余りになります。今年5月15日に起きました伊根町での交通事故で、ドクターヘリ出場のため宮津与謝消防本部が米軍経ヶ岬通信所に対しXバンドレーダーの停波を要請しましたところ、米軍がこれに応じなかつたために救急搬送に17分の遅れが出ていたことが6月1日の近畿中部防衛局の発表でわかりました。また、この発表がされるまで2週間以上経過していることや、2015年の1月と3月にも停波要請に応じていなかったことが明らかになっております。

今回、この件で米軍は言葉の問題で意思疎通ができなかったと釈明をされておりますが、宮津与謝消防本部がマニュアルに沿って英語で停波要請を行い、米軍から折り返し連絡があり、マニュアルどおり要請の承認を確認したところ米軍が「イエス」と応じたとされています。ドクターヘリは米軍が一旦応じたために豊岡を出発し現地に向かい、しかし、その後、この間ドクターヘリは停波をされていないのに制限区域内に進入し、救急車が駐車場の車両整備を行う間エンジンを制御する機器などに電磁波による影響があり得る中で、上空で待機をしていたといえます。その後、一旦停波に依っていたのに米軍から停波できないという連絡を改めて受けたヘリは、再び停波していない状況のもとで変更先の着陸地に向かい、制限区域内を飛行したというふうに言われています。マニュアルどおりにやっていて言葉が通じないということは私は全く理解ができませんし、一旦停波に応じたものをなぜ覆したのかわかりません。全く謎でございます。

今、米朝会談が実現をし、朝鮮半島の非核化と平和体制の構築へ大きく動き出しています。北朝

鮮に対するミサイル防衛を目的としている米軍レーダー基地の必要性が根本から問われているのではないかと私は思っています。今回の件で、米軍は地元の停波要請を拒否することがわかりました。住民の命を守ることと米軍基地の存在は両立しないことがはっきりとしたもとの、直ちにレーダーの停波と基地を撤去するべきだと私は思っております。

ドクターヘリ出場は一分一秒を争う事態であり、患者の生死を分ける時間でもあります。しかし、今回、交通事故による宮津与謝消防署の停波要請に米軍は応じず、救急搬送が17分遅れる事態となった。少なくとも事態の究明とともに、伊根町として今後こういうことがないよう、町民の命を守る立場で直ちに防衛省に厳重に抗議が必要ではないかと思っております。町長の考えを伺いたいと思っております。

次に、道の駅ホテル建設問題についてであります。

今、この件が伊根地区のみならず町内至るところで話題になっています。町民の皆さんからも、どういう状況なのかと問われる場面も大変多くなってきています。担当課に聞いて町民の皆さんには返事はしておりますが、3月の全員協議会での説明以降議会に対して状況の説明がなされておらず、町民との話にならない状況であります。議会全体に状況説明を直ちにすべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

先日18日に商工会、観光協会などに向けての懇談会があり、多くの皆さんが参加をされ、多くの意見を聞くことができました。私は、その土地で生活とともに営々と蓄積をされ、守り、発展してきた観光資源は、その土地に住んで生活をしている者でないと守ることはできないと考えております。特に伊根の舟屋は生活の場が観光資源なので、住民の発想が大変大事であると考えています。地元住民の主体的な観光振興が大事であろうと思っております。町外からの大手資本は、用がなくなればすぐに撤退です。そこで生活する必要がありませんので、後のことはどうだろうと構わないという発想になることが容易に想像できます。

今回、町長は住民が反対するのなら推進はしない、商工会、観光協会、伊根浦舟屋群等保存会の意見を聞いて決定するというところであります。最後まで住民の意見を尊重する、その姿勢を崩さずに臨んでいただくことを強く望みたいと思っております。

最後に、町による森林経営管理について伺います。

森林経営管理法が5月25日に参議院本会議で成立をしました。その趣旨は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については市町村がみずから経営管理を行う仕組みを構築するというものであります。そのために、森林所有者に適切な経営管理を促すため、適時に伐採・造林・保育を実施する経営管理の責務を明確化するとともに、町は区域内の森林について経営管理が円滑に行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるとされています。

所有者が経営管理を実行できない場合に、市町村は経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託をし、再委託ができない場合には市町村がかかわって経営管理を行うというものであります。再委託できないような条件の悪い森林を受けた場合、伊根町は財政的にも重い課題として上がってくると想像ができます。伊根町が委託を受けた森林管理には新税の森林環境税を利用されると思われませんが、予算が人口割となっていると聞きますので、どれだけの金額が入ってくるのかわかりません。また、伊根町が経営管理するというのは相当な職員体制が必要となります。町として職員の配置や森林組合との連携など検討課題であると思っておりますが、経営管理法成立後の森林行政について町長の考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、米軍レーダー停波問題でございます。

宮津与謝消防組合消防本部がドクターヘリの搬送に際してミサイル防衛用Xバンドレーダーの電波送信停止を申し入れたわけですが実施されず、着陸ポイントを変更しなければならない、そういう事態が起きたわけでございます。搬送が遅れるという事案が発生をしたわけでございます。

経過を説明いたしますと、5月15日に経ヶ岬付近で発生した交通事故による救急搬送案件でござ

ざいます。

当日、経ヶ岬付近で救急搬送要請が携帯電話でございました。携帯電話を通じてその要請があったわけでありまして。その119番通報は、何とこれが福井市消防局管制センターへ行っております。つながったわけでございます。京丹後市と伊根町の境界付近であったため両本部に連絡があり、両本部が救急出場をしたわけでございます。京丹後市救急隊が先着、続いて宮津与謝救急隊が現場到着をしております。これ、京丹後市のほうが先に通報が行ったもので、遅れて宮津与謝に来たものですから、宮津与謝のほうがちょっとおくれたというものであります。しかしながら、現場が伊根町側だったため宮津与謝救急隊が引き継ごうとしたわけでございますが、胸が痛い、そう言われます。これ、胸が痛いと言われますとドクターヘリの要請の一つの案件であります。救急車で行くわけにはいきません。そこでドクターヘリ要請となったわけでございます。

議員おっしゃるとおり、最初の通報では「イエス」であります。どうぞということでありました。停波しますということでございました。最寄りのランデブーポイントであります経ヶ岬駐車場へ京丹後市救急隊が搬送し、米軍に電波送信停止を要請したものでございます。ところが、米軍からは停波不能との連絡を受けたため、急遽ランデブーポイントを次に近い京丹後市航空自衛隊ヘリポートに変更し、京丹後市救急隊が搬送したというものでございます。ランデブーポイントが変更になったことで医師の医療介入が17分遅延し、ドクターヘリの基地病院である公立豊岡病院への搬送も遅延したものでございます。

このことを受けまして、6月1日に西脇京都府知事から小野寺防衛大臣に宛てて「緊急ヘリ運航時のレーダー停波に係る申し入れ」が行われ、この中で、ドクターヘリは人命にもかかわる重要な運航手段であり、かかる事案は断じて許されないと厳重な抗議を行われております。この知事の申し入れについては新聞報道が行われたことでご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、同じく6月1日に宮津与謝消防組合から管理者と副管理者として宮津市長、私伊根町長、そして与謝野町長の連名で厳重な抗議と早急な再発防止策を講じるよう申し入れを行っております。

この後、6月8日に京丹後市峰山庁舎で防衛省近畿中部防衛局長と米軍経ヶ岬通信所司令官からドクターヘリの搬送遅れについて謝罪が行われております。この場で近畿中部防衛局長から、米軍と関係機関との会議を開催して検証し、停波要請の手続が迅速かつ確実に実施されるよう再発防止を徹底する、そのように報告されております。この模様も新聞等で報道されておりますので、ご承知の方もおられるかと存じます。

以上のように、本件につきましては既に抗議を行っておりますし、防衛省からは謝罪と再発防止を徹底するという回答をいただいております。

次に、ご質問の2点目、道の駅ホテル建設についてでございます。

本件につきましては3月議会で説明をさせていただきましたが、その段階では、建設の可能性という点で大きな不確定要素が2点ございました。

1点目は、道の駅を所管する国交省、直接には近畿地方整備局が道の駅区域内でのホテル建設にどのように対応いただけるのかという点でございます。これについては、ホテル用地を道の駅の区域から外すこと、また建設に伴い減少する駐車スペースを一定程度確保することができればホテル建設は可能となるであろうという、そういう報告を年度末に示唆いただいたところでございます。

2点目は、第2駐車場の山側斜面が急勾配であるため京都府の崖地条例に抵触するのではないかというものでございました。こちら現地測量の結果府の条例をクリアでき、候補地としている場所での設置が、建設が可能であることを5月1日に連絡を受けたところでございます。

この2点をクリアできる目途がついたことから、当町としては地元の意向確認のため、観光業に大きく寄与されております伊根町商工会、伊根町観光協会、さらには伊根浦舟屋群等保存会のそれぞれの会長さんに、本件について状況を説明させていただいたところでございます。そして、それぞれの会長さんには、町内事業者への影響やまた事業者さんの思い、景観の保全への影響など危惧される事項も多いものでございますから、説明会の開催を申し入れ、過日、6月18日、説明会を開催させていただいたばかりでございます。

説明会では今までの経過や現状を報告させていただいたほか、私の考えもお話しさせていただきました。

今までから町民の皆さんには、伊根町の振興発展を図るために人口を増やせ、にぎわいをつくれ、企業誘致だ、若者の働く場所をつくれ、Iターン、Uターン、農林漁業の振興、観光業の振興、明るく元気で豊かなまちづくりが求められております。私も少子高齢、過疎から脱却し、将来に向けて持続可能な伊根町の建設のために心血を注いでおります。そんな中、製造業の企業誘致というものは、もう何度も申し上げております。とうに諦めました。無理な話であります。しかしながら、観光関連のオファーはございます。

今回のホテル誘致の件は、私としては地元業者とは競合せず、新たな客層を取り込む。とにもかくにも町内の観光消費額を増やすために、そのためには何が必要か。要するに泊まる・食べる・買う、これを拡大することが必要であります。京都市内の客単価、観光客の単価は1万8,000円と申します。京都市を抜いた他の京都府の市町合わせてその平均は、客単価が1,700円と言われております。伊根町はやっとこさ3,400円。4,000円近くになっておるわけでありまして。そういったものを大きく拡大するためには、当町の観光振興、地域活性化に大きく資するためにはこのような誘致も必要なのかなと考え、前向きに検討をしてきました。本件については今までに多くの反対の声も聞いておりますが、一方では、私と同様に地域経済の活性化につながると期待する住民の声も聞いております。

説明会には議員も参加されておられたので、その雰囲気は肌で感じられたことと思います。小さなまちに新たな資本がやってくることに対する拒絶反応ですね。アレルギーというものは大変強いようであります。30万人の入り込み客のうち伊根町に宿泊するのは4万人弱であります。その小さなパイを取り合いする、そういうふうに感じられておられると思います。そうではなくしてそのパイを、4万のパイを8万にする、パイを大きく膨らませればよいと思いますし、そのためには何をしたらいいのか、私はそんな思いでございますが、町民の皆さんの思いはそれぞれでありますし悲喜こもごもであります。また、重伝建の景観をそのホテルが乱さないかといった危惧。また、宿が、伊根町の宿泊施設が本当に不足をしているのか、そういったところにも質問が集中をしたわけでありまして。

これ、難しいんですね。花火大会でどこにも泊まる場所がない。盆、正月、連休、大型連休、そういったときにお客さんが泊まれないことが多々ございます。不足しているのではないかと。かといって、季節外れになれば空いております。確かに空いております。1年365日どの施設もいっぱいであるということが、これが足りないということであるならば、そんな意味でいうなら充足をしております。なかなかそこのお互い物差しを、同じ物差しで話をするというのはなかなか難しゅうございます。

説明会で申し上げたとおり、町民の皆さんに喜ばれる、そういうホテル誘致であらねばなりません。強引に事を進めるつもりは全くございません。それぞれの会から意見を頂戴することとしておりますので、それをもとに民主的に今後の方針を決定いたしたく思います。

3点目の町による森林経営管理についてお答えをいたします。

国では森林環境税が、仮称ではございますが昨年12月に閣議決定をされております。2024年(平成36年)から課税することとし、税収額は600億円と見込んでおります。この税の全額は都道府県や市町村に譲与(配分)いたします。森林環境譲与税(仮称)は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、新たな森林管理システムの施行と合わせ、2024年から、その課税に先行して平成31年度から、次年度から開始されます。

この森林環境税創設の趣旨は、一つは地球温暖化防止であり、いま一つは森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村みずから管理を行う新たな森林管理システムを創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく分担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されるものでございます。

税の仕組み、用途及び譲与基準についてここでは申し上げますが、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため新たな森林管理システムを創設することとしており、森林経営管理法など関連法案が成立し、平成31年4月からの施行予定でございます。

新たな仕組みにおいては、議員おっしゃるとおり、1つに森林所有者に適切な森林管理を促すため適時に伐採・造林・保育を実施するという森林所有者の責務を明確化し、2つに森林所有者みず

からが森林管理できない場合にはその森林を市町村に委ねていただき、3つ目には、経済ベースにのる森林については意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、そして4つ目でございます。自然的条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については市町村が公的に管理を行う、そのような4点の筋で管理を行うこととしております。

この仕組みのもとで、市町村が行う公的な管理としての森林整備や所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取り組みに必要な財源として、森林環境譲与税の一部を充てることとしていただいております。

しかしながら、実際の伊根町への譲与額については、京都府の試算によると平成31年の166万円余りから徐々に上がり、平成45年——平成45年なんてないんですけどもね。2033年、15年後でございますが、そのときに500万円余りとなるのが天でございます。新たな職員配置や森林整備などの事業が早々にできるほどの額ではございません。

そこで、森林経営管理法成立後の森林行政についての考えをとのご質問でございますが、余りにも漠然としておまして、この森林経営管理で関連した取り組みでいいますと、本来は国有林は国が、公社造林は府が、町有林・財産区有林は町や財産区が、私有林は森林所有者が、それぞれの管理者が整備や管理を行うものであります。

先ほど申し上げましたように、森林所有者が管理できなくなった森林については町が引き受けることができますが、全ての希望を受ける必要もないわけであり、そこら辺を鑑み森林計画を立てる必要があると考えております。

この関連の説明会につきましては、本年2月ごろに1度あっただけであり、当面は基金造成を行っていくしかないと考えております。ある程度の資金造成をした後に、森林組合等の林業経営者と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

近年、森林所有者から無償で山林を町へ寄附したいという依頼が増えてきております。その際は丁重にお断りをしてまいりましたが、いよいよ町もかかわらなくてはいけない時代になったのかなと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

まず、基地の停波問題ですが、今まで3回も停波要請を拒否してきたことは、基地にとって住民の命というのは二の次であるということがわかった点で、事態の重要性のしっかり認識を持った対応を今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、ホテルの問題でございますが、建設するかしないか、その方針の結論はいつごろを目途に出そうとしておられるのか、2点お伺ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） Xバンドの問題につきましては、宮津与謝消防組合等と管理者一緒になりまして、上部組織であります、上部団体であります京都府さんなり、そして京都府さんを通じて国のほうにしっかりと抗議なり要望をこれからも続けていこうと思っております。地元住民の生命をないがしろにするような行為は決していたしません。確かに私も、最初は「イエス」で後でだめになったという理由についてははっきりとは聞いておりませんので、その辺の子細もしっかり確かめさせていただきたいと思っております。

また、ホテル建設の結論でございますが、今商工会、観光協会、そして舟屋保存会のほうに意見書のお願いをしております。まとめてかどうなるかわかりませんが、それぞれに提出をいただけるものと考えております。それをしっかりと精査いたしまして、近日中でしょうね。それをいただければそれをもとにして判断できると思っております。そんなに遅い時期ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、公共交通車両のバリアフリー化の推進をを通告議題として、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

国土交通省は、ことしの5月に公共交通事業者に向けた接遇ガイドラインを発表しました。これまでに公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化ガイドラインも発表されています。これらは超高齢化の日本において、また2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの対応の一環として、施設や車両等のハード面と接遇というソフト面の両面から高齢者や障害者への公共交通を利用しやすい環境を整備していくことを進めるために策定されたものです。

このガイドラインの対象事業者は鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空などで、接遇対象者となるのは高齢者、身体障害者、聴覚障害者、言語障害者、内部障害者、発達障害者、知的障害者、精神障害者で、そのほかにも妊産婦や乳幼児連れの人、さらにけが人などもその対象者に含まれています。

5月に出された接遇ガイドラインの前提となる考え方の基本には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法があります。この法律は、高齢者や障害者が自立した社会生活、日常生活を確保することが重要で、高齢者や障害者が移動したり施設を利用するときに便利さや安全性の向上が図られることを目的としています。

接遇ガイドラインでは、公共交通事業者の責務として、公共交通機関を利用して移動する場合の乗降時の介助その他の支援を適切に行うように努めなければならないとしています。伊根町での公共交通というと主にはバスということになり、路線バス、そして伊根バスの利用時の安全性が確保できているかということが問われてきます。調べてみますと、一般的にはバスの乗降口の段差は標準仕様では285ミリメートル以下とのことで、小型のバスでは300ミリメートル以下となっているようです。ガイドラインでは標準を270ミリメートル以下、望ましい整備内容としては200ミリメートル以下となっています。丹海バスの担当者にお聞きしましたら、伊根町内を走る路線バスは79%がノンステップバスになっているとのことで、その段差は250ミリメートルということでした。ガイドラインの示す標準の270ミリメートル以下ではありますが、望ましい整備内容の基準からすれば改善を求めていく余地があるとも思いますし、100%がノンステップバスにはなっていませんので、この点も対応が求められるのではないかと考えています。

また、伊根町内にはコミュニティバスの伊根バスが走っています。主に診療所への通院や、保健センターでの健康教室などの取り組みに参加するために利用されている方が多いようにも思います。体の自由がきかない方や膝や腰に痛みのある方、体調が悪い方などが利用される伊根バスの乗降口の段差は410ミリメートルということでした。標準仕様からも大きく外れています。もちろん手すりについてはありますが、身体機能の状態によっては手すりだけでは乗降が難しい方もいらっしゃると思います。高齢者や障害のある方の外出を促し、安心してバスを利用できる環境を整えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、高齢者においては運転免許証の自主返納も増えていると思います。そのような方の外出の機会を保障するためにも、安全に安心してバスを利用できる環境の整備は必要ではないかと考えます。伊根町におきましても、高齢者や障害のある方が安全に安心してバスを利用できるように対応を進めていただきたいと思います。

ガイドラインはハード面とソフト面の2つの面からできています。ハード面で、バスの段差解消のためにバスを全部ステップの低いものにかえるということはすぐには難しいと思いますが、接遇面では、乗降時に介助をしたほうが安全を確保できると思われたときや利用者から介助の手助けを求められたときなどは乗務員の方が支援を行うということから始められないのでしょうか。バスの運行は定刻どおりに行うことが求められていると思います。乗降時に介助をすることで運行時間に遅れが出ることも考えられます。丹海バス会社との調整も必要になってくると思いますが、今後の安全・安心の公共交通機関の利用を進めるためには少しずつ環境の整備を行っていくことが必要と考えます。町長の見解をお伺いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

公共交通車両のバリアフリー化の推進についてでございます。

ご質問のとおり、高齢者や障害のある人にとってバスの昇降段差は非常に大きな壁であり、その

差が大きければ大きいほどそれを乗り越える恐怖を感じられ、危険を伴うものであります。

山根議員の質問にありましており、丹海の路線バスの多くがノンステップバスとなっている中、伊根バスのステップは標準を大きく上回るものとなっております。こうしたことから、保健センターの運動教室等に伊根バスを利用して通われる方々からも「段差をなくすためバス停停車時に昇降台を置いてほしい」との声を伺い、保健福祉課から丹海に対して依頼した経過がございます。しかしながら、丹海としては「運転手がそこまでの対応はできません」という、そのような回答でございました。かといって、当方で全てのバス停でそのような対応ができるわけもなく、これらに対応するためにはやはりバス本体の構造を見直す必要があると考えます。

さて、現在の伊根バスは、平成26年度に丹海さんが車両2台を更新されたものでございます。伊根町も生活交道路線に係る車両購入補助金として436万6,000円の補助、2分の1補助を行っております。その更新の折、車両をどのような仕様にするのか、その議論の中で低床車両の導入も検討してはいたしましたが、やはり冬季積雪を考慮し安全第一と判断し、四輪駆動車の導入を決めたことから、標準よりも車高の高い車両となった経過がございます。このまま使用した場合、通常であれば十二、三年は使用できるということであり、更新はまだ先の話となります。

それでは、どのような対策が可能なのかということになりますが、考えられるのは乗車場所をかさ上げするというもの、または現在使用のバスの改造ということになるかと思えます。

まず、乗車場所のかさ上げについては、バス停設置場所それぞれの状況が違うためそれぞれのバス停に設置できるのか、また、かさ上げが除雪に支障となることも想定されるなど多くの課題があり、良策ではないと考えます。

では、バスの改造についてとなりますが、丹海に聞いたところ「現実的には乗車口が開くと同時にステップが出てくるよう改造することは可能であろう」との回答をいただいております。しかし、道路運送法上、設置することが可能なのかという法的な観点、改造することにより今までより低くなる部分が積雪時に運転上支障を来さないかなど、事業者として判断すべき事項が多々あるとのことでございます。また、今までに丹海としては事例がなく、十分な検討が必要とのことでございます。伊根町としてはどの程度の経費が必要で、伊根町がどの程度負担しなければならないのかについても気になるところでございます。

しかしながら、時代の流れや地域住民の皆さんのニーズからも、改造できることならば対応していきたいと考えており、今後、早急に丹海とも協議しながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 山根朝子君。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

前向きに取り組んでいただく答弁だったと思います。ありがとうございます。

5月18日に成立した改正バリアフリー法ですけれども、これは公共交通事業者には職員の介助研修などの計画策定やその進捗状況の公表が義務づけられております。また、市町村については、高齢者や障害者も参画したバリアフリーの取り組みを評価する会議を設定することや、バリアフリーの方針を定めるマスタープラン制度の創設というものもその改正バリアフリー法では求めています。ですから、やっぱり伊根町としても利用者の皆さんがどのような意見を持っておられるのかということをしつかりと、当事者の声をしっかりと聞き取る場を最初に持っていただいて、そのバリアフリーマスタープランの策定を進めていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員おっしゃるとおり、法にのっとった町のバリアフリー化計画等もちゃんと進めていきたいと思えますし、またバスにつきましてもその一環であろうと理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

最後に、町営住宅の管理、運営についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。6月議会の最後の一般質問となりました。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町には伊根、朝妻、本庄、筒川の4地区に町営住宅があります。平成元年から町営住宅の改修が始まり、日出団地の町営住宅が新しくなり、平成3年には筒川団地、本庄宇治団地の町営住宅が整備され、昨年、平成29年度には定住化促進住宅大原団地が完成しました。現在、単身向け1棟5戸は全て満室となり、世帯向け1棟5戸は4戸入居者があり、1戸が空き室となっております。

新築当初はどの地区でも満室となっておりますが、住んでおられる方の所得が増加するなどの理由で出ていかれる方もおられると思いますが、古くなると入居される方がどうしても新しい住宅を求めるように感じます。

現在、町営住宅の空き室はどれくらいあるのでしょうか。

また、空き住宅の玄関先や建物の周りは植栽の管理もされておらず、草も生い茂っています。入居希望者が見に来られても、いつでも入居可能な状態が好ましいと思います。人が住まなくなると畳や壁、ふすま等の建具が湿気を帯び、建物自体が早く傷むように思いますが、家の中の掃除や換気などはされているのでしょうか。

また、筒川の町営住宅本坂団地は平成3年2棟4戸、平成6年に2棟4戸が整備されましたが、何室かここ近年、同じ棟の空き状態が続いています。筒川のような1棟2戸の住宅であれば、入居者の方の家族が増えたような場合などで、希望があれば1棟を改装し低家賃で1棟貸しも可能ではないかと考えますが、そのような考えはないのでしょうか。

また、筒川団地においては高額所得の方や超過者の方は入居できないなど法律や条例に基づいて家賃設定はされていると思いますが、町営住宅も入居希望者がなければ家賃収入もありません。買い物等不便な筒川の住宅では、建物も古くなっており入居希望者が求めにくいのであれば、現在入居者の方も含め、家賃を下げるなどの工夫をするというような考えはないのでしょうか。

以上について、町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最後に上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

町営住宅の管理、運営についてお答えをいたします。

4点のご質問でございますが、その前に伊根町が管理する町営住宅の内訳について若干説明をさせていただきますと思います。

町営住宅は伊根町独自で建設した、いわゆる自前ですね。補助金なしで建設をいたしました定住化促進住宅、そして公営住宅法により建設した公営住宅、そして特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき建設した特定公共賃貸住宅、この3つがございます。法にのっとり建設した住宅では、入居者や家賃に対し法令による取り決めがなされております。

まず1点目の全体の空き家状況でございますが、公営住宅におきまして10戸の空き家がございます。本坂4戸、平田4戸、本庄宇治2戸であります。定住化促進住宅では2戸。これは先ほども議員おっしゃられたように新築でありますが大原が1戸、それから井室が1戸であります。合計で12戸でございます。6月15日現在であります。そして、本坂団地の3戸と井室団地の1戸は、理由の一つはございますけれども、空き家になってから長い期間にわたり入居がない状況であります。平田、本庄、これにつきましては流動的でありまして、出られたり入られたりという状況でありますし、大原のところも間もなく入られるんじゃないかとそのように思っております。

2点目の維持管理の状況でございますが、植栽の管理は年1回、シルバー人材センターに委託しております。確かに年1回でございますので、したときはいいですけれども後々になると、何か月かたつと見苦しくなっておることもあろうかと思えます。また、その他は各団地で行っておるところもございます。掃除は退去時及び入居前に行っております。換気につきましては、時期を考慮して不定期ではございますが実施をしております。

長い期間空き家状態の本坂団地は、空き家4戸中の2戸が簡易修繕と清掃によりいつでも入居可能でございます。残りの2戸は入居状況に応じ必要な修繕等を行いますので、入居可能な状態ではありません。入りたいという要望があればすぐさま対応するというものでございます。他の空き家住宅は修繕を行っており、早期の入居が可能な状態でございます。

3点目は、1棟2戸の住宅を1棟貸しできないかのご質問でございます。

冒頭で申し上げましたように、本坂団地は公営住宅法に基づき国庫補助事業を活用して建設した住宅であり、法による間取りも大きく下回ることもないため、現時点ではかきません。

現在、住宅長寿命化計画の策定を進めており、木造住宅の耐用年数は30年となっており、本坂団地の4戸は26年が経過していることから、計画に廃止を盛り込むことは可能でございます。廃止の後、改築や建て直しが可能となりますが、財源を国庫補助金で行うとするとまたまた制約も多くなります。

4点目の家賃の引き下げでございますが、本坂団地は公営住宅法に基づき床面積、経過年数及び世帯の所得を要素に家賃の算出方法が定められており、値下げを行うことができません。これは特定公共賃貸住宅も同じく、別の算定方法を定めております。町長の裁量でそのような値下げができるのは定住化促進住宅だけでございます。

公営住宅の家賃は、建設してから経過年数が長くなるとともに徐々に安くなっております。それよりも、公営住宅法に基づく住宅は低所得者のための住宅であり、所得の高い方は入居申し込みができないこととなっており、平成19年に入居収入基準額が月20万円から15万8,000円に引き下げとなつてからは、入居したくても収入基準額を超えているために応募ができない方が多くなつてきております。伊根町への入居希望にそぐわない住宅となっております。

そこで、近年は伊根町にマッチした住宅が補助事業にはないため、自前で定住化促進住宅を建設してきた次第であります。今後は既設の住宅について、長寿命化計画の策定に向け、改廃も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

筒川もそうですけれども、本庄地区においてもかなりあちこちで空き家も増えております。住宅にかかわらず空き家がふえると周りの雑草が生えたり景観も悪くなつたりするので、できるだけそういう空き家をつくらぬように町としても今後、草を生やさぬように、いつ見てもきれいなようにしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

今後の住宅の計画について、長寿命化計画の策定を行う中でその都度そのようなことも対応してまいりたいなと思っております。

ちょっと先ほど私の答弁でおかしいところがありました。町長の裁量で定住化促進住宅は家賃が上げ下げできると申しましたけれども、町長の裁量でできるのは議会に提案させていただくことでございます。判断いただくのは皆さんでございますので、ちょっと失礼いたしました。私が勝手に上げ下げするというものじゃないので、よろしく願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を全部終了しました。

ここで休憩いたします。10時55分まで休憩いたします。

休憩 10時41分

再開 10時55分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第3 議案第39号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、議案第39号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第39号 物品購入契約の締結についてでございます。

不燃物収集車の更新でございます。

物品購入契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めらるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 議案第39号 物品購入契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 車両総重量が8 t以下ということなんですが、これ、免許のほうは中型とか大型とか関係ないんですかね。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 過去に免許を取られた方、今といいますか8 t車限定の方は中型免許ということで、乗ることは可能です。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 中型の免許を職員の方がほとんど持っておられるということですか。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 不燃ごみの収集はふるさと振興公社に委託しておりまして、公社の方の年齢や免許取得のことを考えてみますと、皆さん持っておられます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 契約の総金額が約963万ということで、3番のところに車両、コンテナ脱着とコンテナというふうに3つ分けておるんですけども、これの大体の内訳とかを聞いておられましたらお聞かせ願いたいんですが。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） あくまでも設計になりますが、車両部分が600万を超えての額になります。コンテナ脱着のこの架装の部分が200万を超えたような額。最後、コンテナにつきましては60万から70万といったところになります。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） じゃ、このコンテナ部分は今後個別に買って、ごみの量に応じて今後購入の予定というか、ごみの量に応じて増やしていくというのは今後も考えられていますか。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 当初、この不燃物収集車の更新は同じようなダンプトラックを想定しておる中で、こういった設計になり入札を行ったところで、今直ちに2台目、3台目のコンテナの購入という想定はございませんが、不燃物処理場ではもう埋め立てを行わないこと、そうではあります住民さんの持ち込みがあります。持ち込まれたものは平成32年度からは宮津与謝環境組合のほうに持ち出し、搬出しますので、コンテナを置いておくのが合理的かどうか今後検討も重ねながら、3 t車の更新も近くあることからもう少し検討の余地があるかなと思っておりますので、今直ちに買うというところの判断はしておりません。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 車両購入に関してはいいことだと思うんですけども、この車両が、車両のコンテナが移動、下においたり上がったりするわけですけども、それについての資格だとかそういう、何か必要なことはないのですか。

○議長（泉 敏夫君） 石野課長。

○住民生活課長（石野 靖君） 必要な資格は特段聞いておりませんが、安全な作業ができるように講習であったり事前に勉強は積んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑ございませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わり、これから討論を行います。討論ございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 物品購入契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 請願書第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、請願書第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。

本案につきましては、調整済みであります。したがって、紹介議員の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。紹介議員の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから請願書第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 意見書案第2号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、意見書案第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本案につきましては、調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月13日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。議員各位におかれましてお礼を申し上げ、平成30年第2回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 11時09分